資料１

前回(第2回)会議を踏まえた意見・提言と対応

NO.	主な意見・提言	対応方針
1	■医療的ケア児に対する支援について 医療的ケア児に対する支援が義務付けられたが個別事業として設定すべきではないか。	１-３①「障がい児支援サービスの充実」に個別事業「医療的ケア児の受入体制の整備」を追加し、学校、保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備を掲載します。 また、日常生活における医療的ケアの支援については、2-2①「小児医療の充実」に個別事業「医療的ケア児の支援に向けた小児医療・在宅医療の充実」を追記し、富山県と連携した在宅医療体制の充実を目指す旨を掲載します。
2	施策「2-3小児医療等の充実」に小項目「医療的ケア児への支援」を新たに設けるという意見に賛成する。その際、「保育所や学校への看護師の派遣」だけでなく、「医療的ケア児やその家族が、その実態に応じて、必要な医療的ケアの実施、その他の日常生活において必要な支援を受けられるようにするために必要な措置を講ずること」や、「医療的ケア児が就学を希望する学校で教育を受けることができるための体制を整備すること」を盛り込むことがよいのではないかと思う。	
3	■評価指標の設定について 基本目標３の評価指標にある「児童扶養手当全部支給者数」について、ひとり親の発生を抑えるような施策を展開することが難しい中で、目標値を掲げる当該指標は適切なのか検討して欲しい。	当該評価指標は削除します。
4	■不登校のこどもに対する支援について 不登校の児童生徒に対する支援については、社会に出て自立できるこどもを育てるという観点から学校と民間支援団体との連携を図る必要があり、計画に掲載するか検討を要する。	基本目標３の施策3-3①「地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成」の個別事業として「不登校・ひきこもり支援ネットワークの形成」を追加し、基本目標４の施策①「豊かな心の育成」の個別事業に再掲します。
5	■施策１－３「障がい児施策の充実」について 黒部市保育研究会では研修部を立ち上げ、保育の質の向上に向け、年間７回程度の研修を開催している。研修部の研修だけでなく、より専門的な知識や資格等が習得できるような研修参加の機会や障がい児相談員のような職員を育成又は採用するような体制を整えて欲しい。	施策①「障がい児支援サービスの充実」の個別事業「保育所・認定こども園・幼稚園・放課後児童クラブ等における障がい児支援の充実」において、研修機会の提供と関係機関等との連携による障がい児支援の充実を掲載しており、保育士等の専門性の向上に努めてまいります。
6	■施策４－３「幼稚園等と小学校の連携」について 個別事業「総合的な学習の時間・生活科の授業の実施」とあるが、こども同士が楽しく交流すること以外にも、幼保小の合同会議等を定期的に開催し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を手掛かりとしながら、架け橋期のカリキュラムを共に作成すること、発達に課題があり特別な支援が必要なこどもについての情報を共有し、市教委と連携して適切な就学支援を行い、スムーズな接続につなげることも大切。教職員間の連携についても盛り込んで欲しい。	個別事業「総合的な学習の時間・生活科の授業の実施」を「幼保小の協働による架け橋期の教育の充実」に改め、幼保小の円滑な接続に向けた架け橋期（５歳児から小学校１年生の２年間）のカリキュラム作成及び教職員間の更なる連携について掲載します。
7	■施策４－４「次代の親の育成」の個別事業「乳幼児ふれあい体験」について 当該事業は保育現場でも受入を行っており、14歳の挑戦、桜井高校生の保育体験、小学生の訪問により交流している。参加者からは「かわいかった」「子どもと遊んだら楽しかった」「おむつ替え大変だった」等の感想があり、母性・父性を感じられる体験であると思う。 「保育士になってみたいと思った」という意見もあり、保育士確保の観点からも、積極的に受け入れしていきたい。	事業内容について、保育所等におけるふれあい体験の提供に関する記載を追加します。
8	■放課後児童クラブ指導員の資質向上について 1-2②地域子育て支援事業の「（４）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」と「3-3①放課後や週末等のこどもの居場所づくりの推進」の両方で、放課後児童クラブ指導員の研修について説明されており、その違いが分かりにくい。しかしながら、「1-3①障害児支援サ-ビスの充実」と合わせ、研修の機会をしっかりと設けることで、指導員の資質を向上させ、こどもが安心して過ごすことができる居場所づくりにつなげていくという姿勢が明確に打ち出されたのは、とてもよいと思う。	1-2②地域子育て支援事業の「（４）放課後児童クラブ（児童健全育成事業）」における研修の説明は、【確保の内容】欄に記載しております。【確保の内容】は必要なサービス量を確保するための方策を示しており、支援員等の処遇改善と研修体制を充実することで人材確保とサービスの質の向上を図り、充実したサービス提供体制の確保を目指すこととしております。 また、「3-3①放課後や週末等のこどもの居場所づくりの推進」の個別事業「放課後児童クラブ支援員サポート事業（今回4-4①へ移動）」の事業内容欄にも研修に関する説明を記載しております。これは当該事業の事業内容を説明するために記載しております。